

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4560097号
(P4560097)

(45) 発行日 平成22年10月13日(2010.10.13)

(24) 登録日 平成22年7月30日(2010.7.30)

(51) Int.Cl. F I
B 6 O R 11/02 (2006.01) B 6 O R 11/02 B
G 1 O L 13/00 (2006.01) G 1 O L 13/00 I O O Z

請求項の数 4 (全 7 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2008-48036 (P2008-48036) (22) 出願日 平成20年2月28日 (2008.2.28) (65) 公開番号 特開2009-202766 (P2009-202766A) (43) 公開日 平成21年9月10日 (2009.9.10) 審査請求日 平成22年6月22日 (2010.6.22)</p> <p>早期審査対象出願</p>	<p>(73) 特許権者 508061583 香川 良海 大分県日田市田島2丁目656-6 (74) 代理人 100114627 弁理士 有吉 修一朗 (72) 発明者 香川 良海 大分県日田市田島2丁目656-6</p> <p>審査官 三宅 達</p>
--	---

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 音声出力器

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

自動車内に設置される音声出力器であって、
 怒声を発するための信号を発信する怒声信号発信手段と、
 該怒声信号発信手段からの信号を受けて、自動車内に怒声を発する怒声出力手段と、
 該怒声出力手段から発せられる怒声の回数を数えて告知する怒声回数告知手段とを備え
 る

ことを特徴とする音声出力器。

【請求項2】

前記怒声信号発信手段は、利用者が操作可能なボタンを含むと共に、同ボタンが押され
 ると怒声を発するための信号が発信される

ことを特徴とする請求項1に記載の音声出力器。

【請求項3】

怒声を録音する録音手段を備え、
 該録音手段によって録音された怒声を、前記怒声信号発信手段からの信号を受けて前記
 怒声出力手段が発する

ことを特徴とする請求項1に記載の音声出力器。

【請求項4】

前記怒声出力手段から発せられる怒声の音量は、運転者のみに聞こえる程度の音量であ
 る

ことを特徴とする請求項 1 に記載の音声出力器。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は音声出力器に関する。詳しくは、自動車内に設置される音声出力器に係るものである。

【背景技術】

【0002】

自動車は、人間の生活において便利な道具であると同時に、自動車事故を引き起こしてしまう凶器となり得る。従って、自動車を運転するためには、法で定められた免許を有することが義務付けられているが、法を遵守しているか否かだけでは安全運転をしていることの証明にはなり得ない。

【0003】

そこで、自動車事故が起きない交通法規が求められるが、法規をいくら厳しくしても、運転者が、安全運転よりも「早く移動したい」という気持ちを優先しがちであり、このような状況では自動車事故が減少するという方向は、なかなか望めないのが現状である。

【0004】

また、自動車に乗って一旦運転を始めると、人格が変わる人もいっているとされているが、これは、車内が密閉されて外部とのコミュニケーションが断たれてしまうことで、運転者自身が精神的に閉鎖的になるからであるとも言われているため、いくら交通法規の講習を繰り返しても、自動車の運転はできるが、運転の仕方や運転の良し悪しは運転者本人のマナーに依存するため、自動車事故は簡単に減少しない。

【0005】

そこで、自分が運転している自動車外の他者との間で、コミュニケーションをとることができれば、閉鎖的な感情が和らぎ、他者に対する配慮という余裕が生じ、これが自動車事故の軽減に役立つと思われ、従来、このようなコミュニケーション手段がいくつか提案されている。

【0006】

例えば、図 3 は従来の自動車用メッセージグッズを説明する概略図であるが、特許文献 1 には、図 3 に示すような自動車用メッセージグッズが記載されている。即ち特許文献 1 には、適当な形状の発光ボード 101 を設け、発光体 102 でメッセージを表すようにし、発光ボード 101 よりコード 103 を設け、コード 103 上の適当な部分にスイッチ 104 を設け、コード 103 の末端にカープラグ 105 を設け、発光ボード 101 の適当な箇所に適当な釣り部 106 を設け、吸盤 107 と結合される旨記載されている。

【0007】

【特許文献 1】特開平 11 - 30967 号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0008】

しかしながら、例えば高速道路の走行車線を運転している時に、追い越し車線を一台の車が通り過ぎたかと思ったら、ウインカーをあげてすぐ目の前に入り込まれた場合、目の前に入り込んだ車の運転者に対して、従来の自動車用メッセージグッズを用いてなんらかのメッセージを送るうにも、目の前に入り込んだ車の運転者は、こちら側を見ていないためメッセージが伝わりにくく、ストレスが溜まってしまっていた。

【0009】

本発明は、以上の点に鑑みて創案されたものであり、自動車を運転する者のストレスを解消できる音声出力器を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0010】

上記の目的を達成するために、本発明の音声出力器は、自動車内に設置される音声出力

10

20

30

40

50

器であって、怒声を発するための信号を発信する怒声信号発信手段と、該怒声信号発信手段からの信号を受けて、自動車内に怒声を発する怒声出力手段とを備えることを特徴とする。

【0011】

ここで、怒声信号発信手段からの信号を受けて、自動車内に怒声を発する怒声出力手段によって、自動車の運転者が運転中にストレスを感じて叫びたくなった場合でも、代わりに怒声を発してもらうことができる。

【0012】

また、本発明の音声出力器において、怒声信号発信手段は、利用者が操作可能なボタンを含むと共に、ボタンが押されると怒声を発するための信号が発信される場合、ボタンを押すという単純な操作で代わりに怒声を発してもらうことができる。

10

【0013】

また、本発明の音声出力器は、怒声を録音する録音手段を備え、録音手段によって録音された怒声を、怒声信号発信手段からの信号を受けて怒声出力手段が発音する場合、様々な種類の怒声を録音して発音することができる。

【0014】

また、本発明の音声出力器において、怒声出力手段から発せられる怒声の音量は、運転者のみに聞こえる程度の音量である場合、自動車の同乗者同士の会話等を邪魔することがない。

【0015】

また、本発明の音声出力器は、怒声出力手段から発せられる怒声の回数を数えて告知する怒声回数告知手段を備える場合、運転者自身への反省を促すために怒声を発音させていれば何回反省しなければならぬ状況になったかを認識でき、更に運転者自身の反省を促すことができる。

20

【発明の効果】

【0016】

本発明に係る音声出力器は、自動車を運転する者のストレスを解消できる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0017】

以下、本発明の実施の形態について図面を参照しながら説明し、本発明の理解に供する。

30

図1は、本発明を適用した音声出力器の一構成例を説明する概略図である。本発明の音声出力器1は、本体2と、怒声を発するための信号を発信する怒声信号発信手段3と、怒声信号発信手段3に接続されていると共に押されると怒声を発するための信号が発信される怒声ボタン4と、怒声信号発信手段3からの信号を受けて、自動車内に怒声例えば「ビヤッキヤロ」を発する怒声出力手段5と、怒声出力手段5から発せられる怒声を拡声するスピーカー6と、怒声を録音する録音手段7と、録音手段7に怒声を録音するための録音マイク8と、電源9と、怒声出力手段5から発せられる怒声の回数を数えて告知する怒声回数告知手段10と、電源9に接続されていると共に自動車のシガレットライターソケットに差し込まれて電気を音声出力器1に供給するカープラグ11とを備える。

40

【0018】

ここで、録音手段7によって録音された怒声を、怒声信号発信手段3からの信号を受けて怒声出力手段5が発音する。また、怒声出力手段5から発せられる怒声の音量は、運転者のみに聞こえる程度の音量である。

また、怒声回数告知手段10の告知の方法としては、運転者に怒声の回数を告知できればどのような方法でもよく、例えば回数をデジタル表示したり、音声で回数を伝えたりしてもよい。

また、必ずしもシガレットライターソケットから電気を取らなくてもよく、例えば電池で本発明の音声出力器を作動させてもよい。

また、怒声ボタン4と音声出力器1の本体2とをコードで接続し、怒声ボタン4を、運

50

転者が押しやすい場所例えばドア付近に面ファスナー等で取付けてもよい。

【 0 0 1 9 】

また、本発明の音声出力器が、怒声を発するための信号を発信する怒声信号発信手段と、怒声信号発信手段からの信号を受けて、自動車内に怒声を発する怒声出力手段とを備えていれば、必ずしも録音手段、録音マイク、怒声回数告知手段を備えていなくてもよいが、録音手段を備えていれば、様々な種類の怒声を録音して発声することができ、また、怒声回数告知手段を備えていれば、運転者自身への反省を促すために怒声を発声させている場合に、何回反省しなければならぬ状況になったかを認識でき、更に運転者自身の反省を促すことができるため、好ましい。

【 0 0 2 0 】

図 2 は、本発明を適用した音声出力器を自動車内に設置した様子を説明する概略図である。

図 2 に示すように、本発明の音声出力器 1 は、自動車 1 2 内のダッシュボード 1 3 上に設置され、シガレットライターソケット (図示せず。) にカープラグ 1 1 を差し込んで電気を取る。

そして、例えば、自分が運転している自動車の前に、いきなり他の自動車が割り込んできた場合や、自分がある程度の法定速度を守って一般道を走行している時に、後ろから車間距離を短く取ってあおってくる他の自動車にウインカーをあげて道を譲っても他の自動車が何も合図せずに走り去って行った場合、本発明の音声出力器 1 の怒声ボタン 4 を押すと、音声出力器 1 から「ビヤッキヤロ」という怒声が自動車内に発せられ、その怒声を聞くことで怒りが和らぎ、また運転に集中できる。

また、狭い道路で対向車が来たので、少しでも広い所で一時停止して対向車を行かせてあげたにもかかわらず、相手の自動車の運転者は挨拶も何もなく走り去った場合でも、本発明の音声出力器 1 から発せられる「ビヤッキヤロ」を聞くことで怒りが和らぎ、また運転に集中できる。

また、ラジオを聴いていて、好きな野球チームが負けていたり、負けてしまったりした場合や、対向車の運転者が携帯電話を使いながら運転している様子を見た場合にも、本発明の音声出力器 1 から発せられる「ビヤッキヤロ」を聞くことで怒りが和らぎ、また運転に集中できる。

【 0 0 2 1 】

逆に、例えば、自分が運転していて一旦停止しなければならない場所で一旦停止しなかった場合、本発明の音声出力器 1 から発せられる「ビヤッキヤロ」を聞くことで反省し、また運転に集中できる。

【 0 0 2 2 】

以上のように、本発明の音声出力器は、自動車内に「ビヤッキヤロ」という怒声を発するので、自動車の運転者が運転中にストレスを感じて叫びたくなった場合でも、代わりに怒声を発してもらうことができるため、音声出力器から発せられる「ビヤッキヤロ」を聞くことで怒りが和らぎ、よって、運転者のストレスも解消して、また運転に集中できる。

【 0 0 2 3 】

また、本発明の音声出力器を自動車内のダッシュボードの上に設置するので、マナーの悪い運転者でも、他の自動車内のダッシュボード上の音声出力器が目に入ると、自分に対して押されるかもしれないと思い、気をつけながら運転するので、やさしい運転となり、また、思いやりも出てくる。

そして、相手が思いやりを持って運転していることを感じ取れば、ありがたいという感謝の気持ちを抱き、楽しい運転ができる。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 2 4 】

【 図 1 】 本発明を適用した音声出力器の一構成例を説明する概略図である。

【 図 2 】 本発明を適用した音声出力器を自動車内に設置した様子を説明する概略図である。

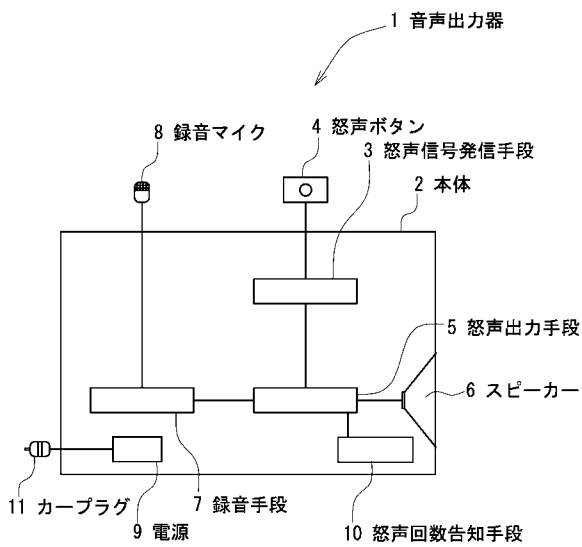
【図3】従来の自動車用メッセージグッズを説明する概略図である。

【符号の説明】

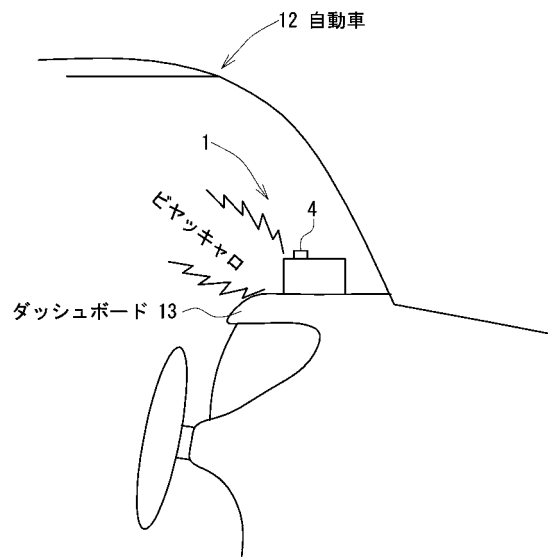
【0025】

- 1 音声出力器
- 2 本体
- 3 怒声信号発信手段
- 4 怒声ボタン
- 5 怒声出力手段
- 6 スピーカー
- 7 録音手段
- 8 録音マイク
- 9 電源
- 10 怒声回数告知手段
- 11 カープラグ
- 12 自動車
- 13 ダッシュボード

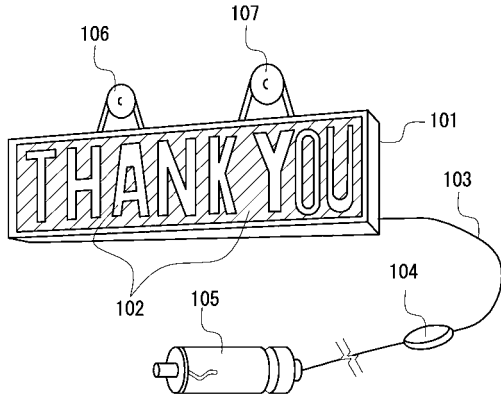
【図1】



【図2】



【 図 3 】



フロントページの続き

- (56)参考文献 実開昭60-006485(JP,U)
特開平09-028929(JP,A)
特開平11-000247(JP,A)
特開2002-186792(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B60R 11/02
G10L 13/00
A63H 5/00